

平成 28 年 3 月 18 日

各 位

巢鴨信用金庫
理事長 田村 和久

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあってこのような不祥事件を発生させ、地域のお客さま、会員の皆さまをはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省いたしますとともに、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

平成 28 年 1 月下旬、当金庫の本部集中部（注）に勤務していた元職員が、同部署に搬入された入金分の一部を着服していたことが判明しました。これを受けて、当金庫にて調査を実施したところ、事故金額は 24,266 千円、発生期間は平成 24 年 9 月から平成 28 年 1 月までの複数回によることが認められました。

（注）お客さまからお預かりした現金について、入金等の処理を集中的に行なう部署

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

ご迷惑をお掛けいたしましたお客さまにはお詫びの上、経緯について十分にご説明を行い、被害額(事故金額)については全額弁済しております。

3. 関係機関への届出等

本件発覚後、法令に基づき監督官庁等関係機関への届出を行ないました。
また、警察へも通報をいたしました。

4. 人事処分

元職員については、平成 28 年 3 月 10 日付で懲戒解雇処分といたしました。
また、本件に関する役員及び管理監督者につきましても厳格な処分を行ないます。

5. 今後の対応

当金庫は今回の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の問題点を洗い出し不祥事件の再発防止および信頼回復に向け、経営管理態勢、事務管理、人事管理、コンプライアンス態勢の強化に全役職員が全力で取り組んでまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ窓口
お客様相談室 0120-45-0690
(9:00～17:00 土日祝日を除く)